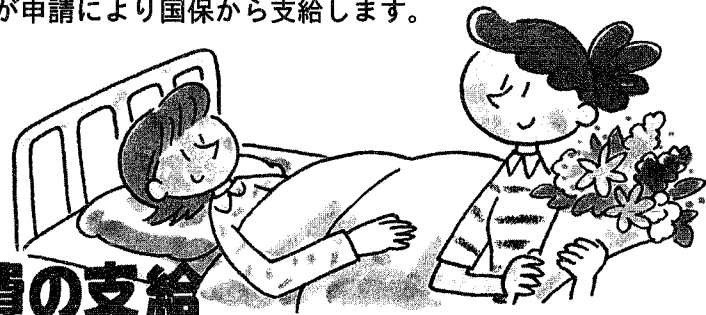
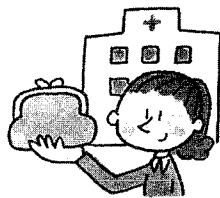


# 国保の？ 高額療養費の支給

病気やケガでお医者さんにかかり、医療費が一定以上の金額になったとき、みなさんの負担を軽減するために、算定基準額を超えた分が申請により国保から支給します。



## 自己負担額が算定基準額を超えたとき

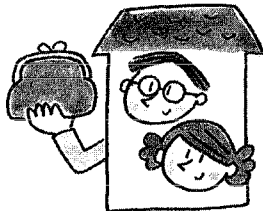


同じ人が同じ月内に同じ医療機関（入院・外来別・診療科ごと）に支払った自己負担額が下記の算定基準額を超えたとき、その超えた額を申請により支給します。

### 算定基準額

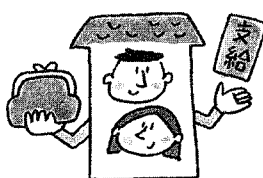
- 一般世帯 ➡ 63,600円 + (医療費 - 318,000円) × 1%
  - 上位所得世帯 ➡ 121,800円 + (医療費 - 609,000円) × 1%
  - 低所得世帯 ➡ 35,400円 (住民税非課税世帯等)
- ※上位所得世帯とは、世帯全員の前年総所得金額が670万円を超える世帯。

## 世帯合算して算定基準額を超えたとき



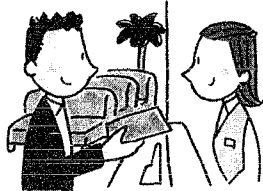
同じ世帯で同じ月内に1人30,000円（住民税非課税世帯等は21,000円）以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらをあわせて上記の算定基準額を超えたとき。

## 高額療養費の支給が年4回以上あるとき



同じ世帯で過去12カ月内に、3回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は1カ月37,200円（上位所得者は70,800円、住民税非課税世帯等は24,600円）を超えたとき。

## 特定の病気で高額の治療が長期間必要なとき



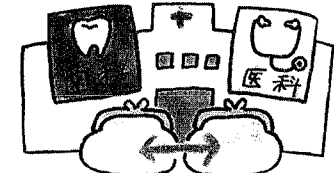
高額な治療を継続して行う血友病などや人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与の起因するHIV感染症の人は、「特定疾病療養受療証」を病院の窓口提出すれば、1カ月の自己負担額は10,000円までとなります。

## 一部負担金（自己負担額）の計算のしかた

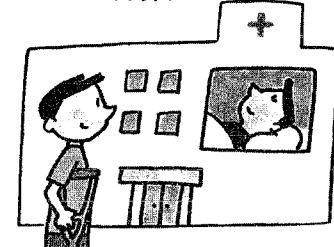
1 月の1日から月末までを、月ごとの受診について計算。

2 医療機関ごとに別計算（二つの病院・診療所へ同時にかかっている場合でも、支払った一部負担金は合算しません）。

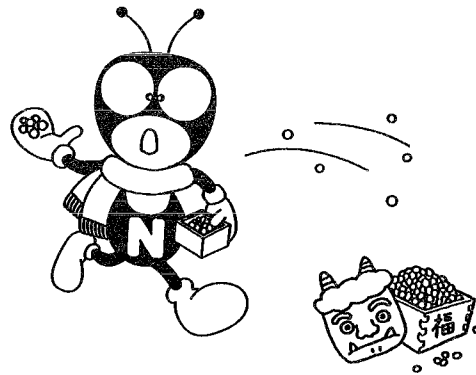
3 同じ病院でも、内科と歯科がある場合、歯科は別計算。



4 同じ病院・診療所でも、通院と入院は別計算。



5 入院時の差額ベッド代や食事代の標準負担額など、保険診療の対象とならないものは除く。



# ゆめあり通信

## おしえて！

### 障害基礎年金

Q 障害基礎年金はどんなときに受けることができますか？

A 国民年金加入中（厚生年金や共済組合の加入者も国民年金の第二号被保険者です）の病気やケガで障害が残り、障害の程度が一・二級の場合に障害基礎年金が受けられます。

また、厚生年金や共済組合の加入中の病気やケガで障害基礎年金を受ける場合は、厚生年金や共済組合からの障害年金を上乘せして受けられます。

Q 国民年金に加入していないときの病気やケガで障害が残った場合はどうなりますか？

A 20歳前や60歳以上65歳未満の病気やケガで障害が残った場合には、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、国民年金に加入する必要があったにもかかわらず、加入していないで、その間に病

気やケガで障害が残った場合には、障害基礎年金は受けることができません。国民年金の加入手続きは必ずしましょう。

Q 保険料の納め忘れがあった場合でも、障害基礎年金は受けられますか？

A 障害基礎年金を受けるためには、その障害のもととなった病気やケガで初めて医師にかかった月の前々月までに、次のい

### 前納制度を利用しましょう

国民年金には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることのできる「前納制度」があります。収入が一定時期に片寄り、忙しくて保険料を納めに行けなかったり、うっかり忘れてしまう人など、ぜひ「前納制度」をご利用ください。

保険料を前納すると、**年4%（複利現価法）**の割引が受けられます。現在の預貯金金利を考えると、大変お得な制度と言えます。前納を希望する人は、役場住民課へご連絡ください。  
(☎ 38-3111 内線138)

これらの保険料納付要件が必要で（20歳前の障害は除きます）。  
① 保険料の未納期間が加入期間の三分の一を超えないこと。  
② 平成十八年三月三十一日まで、最近一年間のうちに保険料の未納がないこと。

Q 障害の程度が一・二級に該当しない場合で、その後重くなった時は？

A 障害の程度が軽い場合で、その後障害の程度が重くなったときは、65歳までに年金を請求すれば受けることができます。

ただし、厚生年金や共済年金には、一・二級にならない障害の程度でも、三級の障害厚生（共済）年金や障害手当金を受けられる場合があります。

### 保険料の納め忘れはありませんか？

平成十二年度分の保険料は、平成十三年四月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書では納めることができません。

保険料の納め忘れが多くなると、老後の支えとなる老齢基礎年金はもろろんのこと、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。

Q 障害基礎年金の年金額はいくらですか？

A 障害基礎年金額は次のとおりです。

1級	1,005,300円
2級	804,200円
● 子がいる場合は加算があります	
1人目・2人目	各 231,400円
3人目以降	各 77,100円